

28. 法学研究科法曹養成専攻

I	法学研究科法曹養成専攻の教育目的と特徴	28-2
II	分析項目ごとの水準の判断	28-3
	分析項目 I 教育の実施体制	28-3
	分析項目 II 教育内容	28-6
	分析項目 III 教育方法	28-15
	分析項目 IV 学業の成果	28-20
	分析項目 V 進路・就職の状況	28-22
III	質の向上度の判断	28-23

I 法学研究科法曹養成専攻の教育目的と特徴

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる学風の下、法制度に関する原理的・体系的な理解、論理的思考能力及び法曹としての高い責任感の獲得を基礎として、制度的・構造的課題や最先端の法的問題を幅広い視野から探究し、適切な解決策を豊かな創造力をもって見出していく総合的な法的能力を涵養し、国内のみならず国際的にも指導的な役割を果たすことのできる法律家を養成することを目的とする。

具体的には、

- ① 自主・独立の精神を重んじ、自由闊達であると同時に厳しい批判的精神に満ちた知的環境の下において、真の意味での高度専門職業人としての知的能力と責任感を涵養すること
 - ② 特定の限られた領域に特化することなく、伝統的な司法の領域はもとより、「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成を行うこと
 - ③ 基本的な法領域に関する根本的な理解と、論理的・分析的思考能力などの法曹にとって基礎的な知的能力を十分に鍛錬した上で、さらに先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図ること、
- を基本理念とする。

〔想定する関係者とその期待〕

法曹養成専攻は、将来、主として実務法曹になることを目指して法的分析能力や法的議論能力を身につけたい大学院生、及びかかる人材を待ち望む法曹界や社会の様々な分野の人々の期待に応えようとするものである。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

法曹養成専攻においては、その教育目的に適った教育課程を遂行するため、必要とされる教員が専任教員、みなし専任教員、兼任教員及び兼任教員により確保されている。学生収容定員は 600 名（入学定員 200 名）であり、必要とされる専任教員数は 40 名であるところ、それを上回る、専任教員 41 名（うち実務家教員 5 名）及びみなし専任教員 5 名（いずれも実務家教員）の合計 46 名の専任教員（うち 44 名が教授）を配置している（平成 19 年 5 月 1 日現在、以下同様。資料 I-1）。専任教員のうち 10 名（実務家専任教員 5 名、みなし専任教員 5 名）が、おおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者に該当し、長年の実務経験と直接関係のある授業を担当している。

必修科目（後述の基礎科目及び基幹科目）は、平成 19 年度には 27 科目 59 クラスが開講されたところ、23 科目について専任教員が配置され、50 クラスが専任教員により担当している（専任教員担当比率約 84.7%）。このように教育上主要と認める科目の大部分が専任教員により担当され、専任教員の授業負担も、その多くが年間 20 単位以下であり、適切な範囲にある。なお、専任教員の他に、兼任教員 13 名、兼任教員 56 名を置く。

資料 I-1 法曹養成専攻教員組織（平成 19 年 5 月 1 日現在）…出典：大学機関別認証評価自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成 19 年 6 月）106～107 頁

分類	教員名	職名	分類	教員名	職名
専	笠井 正俊	教授	専・他	吉岡 一男	教授
専	北村 雅史	教授	実・専	中田 昭孝	教授
専	酒井 啓亘	教授	実・専	松田 一弘	教授
専	酒巻 匡	教授	実・専	村上 光瑠	教授
専	佐久間 毅	教授	実・専	森川 伸吾	教授
専	芝池 義一	教授	実・専	濱田 毅	准教授
専	初宿 正典	教授	実・み	飯村 佳夫	特別教授
専	洲崎 博史	教授	実・み	川畑 正文	特別教授
専	高木 光	教授	実・み	清水 正憲	特別教授
専	土井 真一	教授	実・み	豊田 幸宏	特別教授
専	徳田 和幸	教授	実・み	長瀬 敬昭	特別教授
専	中西 康	教授	兼任	伊藤 之雄	教授
専	中森 喜彦	教授	兼任	大石 眞	教授
専	西村 健一郎	教授	兼任	岡村 周一	教授
専	前田 雅弘	教授	兼任	高山佳奈子	教授
専	松岡 久和	教授	兼任	寺田 浩明	教授
専	毛利 透	教授	兼任	錦織 成史	教授
専	山田 文	教授	兼任	橋本 佳幸	教授
専	山本 克己	教授	兼任	森本 滋	教授
専	山本 敬三	教授	兼任	齊藤 真紀	准教授
専	山本 豊	教授	兼任	曾我部真裕	准教授
専	堀江 慎司	准教授	兼任	戸田 暁	准教授
専・他	伊藤 孝夫	教授	兼任	船越 資晶	准教授
専・他	岡村 忠生	教授	兼任	今仲 康之	公共政策教育部特別教授
専・他	亀本 洋	教授	兼任	西岡 繁靖	特別教授
専・他	川濱 昇	教授	兼任	安保 嘉博	客員教授
専・他	木南 敦	教授	兼任	天野 勝介	客員教授
専・他	櫻田 嘉章	教授	兼任	湖海 信成	客員教授
専・他	塩見 淳	教授	兼任	中村 和雄	客員教授
専・他	潮見 佳男	教授	兼任	長谷川宅司	客員教授
専・他	服部 高宏	教授	兼任	畑 守人	客員教授
専・他	林 信夫	教授	兼任	村松 昭夫	客員教授
専・他	待鳥 聡史	教授	兼任	安木 健	客員教授
専・他	村中 孝史	教授	兼任	秋田 真志	非常勤講師
専・他	横山 美夏	教授	兼任	天野 佳洋	非常勤講師

分類	教員名	職名
兼任	飯島 奈絵	非常勤講師
兼任	石綿 学	非常勤講師
兼任	伊藤 知之	非常勤講師
兼任	岩倉 正和	非常勤講師
兼任	岩佐 嘉彦	非常勤講師
兼任	上田 敦	非常勤講師
兼任	上野 達弘	非常勤講師
兼任	太田 弘	非常勤講師
兼任	小野 傑	非常勤講師
兼任	加藤進一郎	非常勤講師
兼任	鎌田 幸夫	非常勤講師
兼任	川崎 政司	非常勤講師
兼任	久保井 聡明	非常勤講師
兼任	小嶋洋太郎	非常勤講師
兼任	小寺 彰	非常勤講師
兼任	齋藤 憲道	非常勤講師
兼任	真田 尚美	非常勤講師
兼任	佐野 寛	非常勤講師
兼任	杉野 由和	非常勤講師
兼任	曾和 俊文	非常勤講師
兼任	高橋 司	非常勤講師
兼任	武井 一浩	非常勤講師

分類	教員名	職名
兼任	常木 淳	非常勤講師
兼任	戸塚 貴晴	非常勤講師
兼任	中井 康之	非常勤講師
兼任	長澤 哲也	非常勤講師
兼任	中島 徹	非常勤講師
兼任	西村 健	非常勤講師
兼任	平尾 嘉章	非常勤講師
兼任	平野 恵稔	非常勤講師
兼任	藤井 司	非常勤講師
兼任	藤井 正大	非常勤講師
兼任	藤川 義人	非常勤講師
兼任	船橋 恵子	非常勤講師
兼任	増市 徹	非常勤講師
兼任	増田 勝久	非常勤講師
兼任	耳野 健二	非常勤講師
兼任	村上 正直	非常勤講師
兼任	森川 智代	非常勤講師
兼任	森下 国彦	非常勤講師
兼任	安田 拓人	非常勤講師
兼任	吉田 誠司	非常勤講師
兼任	吉田 肇	非常勤講師
兼任	吉村 良一	非常勤講師
兼任	棚橋 元	非常勤講師

※分類欄は、設置認可・設置届けの手引き「専任等の区分」の表記を引用。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

法曹養成専攻では、専攻会議において教育状況に関して議論するとともに、とくに教員懇談会（FD会議）を学期ごとに開催して、学生の履修状況、成績、教育内容や方法の改善等に関し、学生の要望や各教員の意見が反映されるよう議論を重ねている。また、教務委員会においては、学生の履修状況や成績状況に関してより緻密な分析を行い、新たな科目の開発や制度改正の必要性などについて議論し、教員懇談会での議論の基礎的資料を作成している。

また、各授業について、学生からアンケートを行う形で授業調査を行っており、各授業への学生の要望を汲み上げる体制をとっている。回収した調査表は各担当教員に渡すとともに、教務主任及び副主任がすべての調査表に目を通し、教務委員会においてその結果に関して検討する一方、FDの一環として教員懇談会でも検討に付している（資料Ⅰ－２）。個々の学生が大学に対して要望を言えるよう、大学院掛に「意見書・要望書ボックス」（いわゆる目安箱）を設置した上、意見・要望の性質・内容に応じて適宜対応している（資料Ⅰ－３）。

資料Ⅰ－３ 意見書・要望書ボックスの利用状況…出典：法科大学院認証評価（予備評価）自己評価書／京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（平成18年6月）124頁記載のデータに、平成18年分を追加

意見書・要望書提出件数（延べ数）	
平成16年度	75件
平成17年度	65件
平成18年度	8件

さらに、外部の識者を委員とする外部評価委員会を設置し、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている。大学改革推進等補助金・教育高度化推進プログラム（法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム）で採択された「実践的理論教育高度化プロジェクト」の実施により、教員研修、教材の開発、成果公表のためのシンポジウム開催等も行った。

資料Ⅰ－２ 法科大学院の授業に関する調査実施要項、法科大学院の授業に関する調査…出典：法科大学院認証評価（予備評価）自己評価書／京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（平成18年6月）76頁

法曹養成専攻（法科大学院）の授業に関する調査実施要領

平成16年4月22日制定 平成18年2月2日改正

1. 目的

- ① 授業及びカリキュラムの改善を図る。
- ② 学生の授業に対する主体的な取組みを促す。
* 調査の結果は、上に掲げる以外の目的のためには用いない。
調査の結果については、科目担当者のほか、法科大学院長、教務委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用することができる。

2. 実施対象

法科大学院のすべての科目について実施する。
但し、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックについては、別に定めるところにより実施する。

3. 実施時期

各学期第4週を目安に実施する。※
但し、科目の内容、授業の進め方等に照らして適切と認められる場合には、専攻長が別に指定する時期に実施することができる。

4. 実施方法

- ① 実施期日の前日までに、科目担当者に調査用紙を配布する。
- ② 科目担当者が、授業時間中に適当な時間を取り、学生に回答させて、回収する。
- ③ 回収後すぐに調査用紙を大学院掛に提出する。
- ④ 事務で必要な確認を行い、調査用紙を複写したものを、すみやかに科目担当者に渡す。統計処理を行った結果については、各学期末に科目担当者に通知する。
- ⑤ 調査用紙は、事務において保管する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

※平成17年度までは各学期第12週を目安に実施していたが、平成18年度から第4週を目安に実施することとした。

法科大学院の授業に関する調査

この調査は、法科大学院の授業及びカリキュラムの改善に役立てるためのものです。他の目的で用いられることはありませんので、率直に記入にしてください。

法科大学院教務委員会

授業科目： _____ 担当教員： _____

A 次の質問について、該当する答えに○をつけてください。

(1) 学年： 1・2・3 年次 (2) 未既修の別： 1. 未修者 2. 既修者

(3) この授業にはどの程度出席していますか？

1. 毎回 2. 3/4以上 3. 3/4未満, 2/3以上 4. 2/3未満

〔平成18年度から実施時期を変更したことに伴い、(3)の内容を次のとおり変更した。〕

(3) この授業には何回欠席しましたか？

1. 0回 2. 1回 3. 2回 4. 3回以上

(4) この授業に積極的に参加していますか？

- 1. 積極的である。 2. どちらかといえば積極的である。
- 3. どちらともいえない。 4. どちらかといえば消極的である。
- 5. 消極的である。

(5) この授業の予習・復習のために、毎週どの程度の時間をかけていますか？

- 1. 5時間以上 2. 4時間以上, 5時間未満
- 3. 3時間以上, 4時間未満 4. 2時間以上, 3時間未満
- 5. 1時間以上, 2時間未満 6. 1時間未満

(6) この授業の難易度は、あなたにとってどうですか？

- 1. 非常に難しい。 2. 難しい。
- 3. ちょうどよい。 4. 易しい。
- 5. 非常に易しい。

(7) 教員の話し方や授業の進め方は、あなたの興味や関心を惹くものですか？

- 1. 非常に惹く。 2. ある程度惹く。
- 3. どちらともいえない。 4. あまり惹かない。
- 5. まったく惹かない。

(8) 自由設問 (_____)

- 1. あてはまる。 2. どちらかといえばあてはまる。
- 3. どちらともいえない。 4. どちらかといえばあてはまらない。
- 5. あてはまらない。

B 授業の内容および進め方、教材またはオフィスアワーの活用などについて、この授業の良い点や

改善して欲しいと思う点があれば、自由に書いてください。

- (1) この授業の良い点
 - (2) この授業で改善して欲しいと思う点
- ご協力ありがとうございました。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由) 教育目的を達成するために必要な科目について、高度の教育能力を有する研究者教員及び実務家教員を雇用しており、関係者の期待以上のものとなっている。授業アンケートの実施、「意見書・要望書ボックス」の設置、教員懇談会での検討など教育内容・教育方法の改善にも真摯に取り組んでいる。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点到に係る状況)

法曹養成専攻では、法学以外の学問分野を専攻した者や社会人をも対象として、3年の教育課程で、法曹に要求される専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得、並びに法曹として不可欠な責任感及び倫理感の体得ができるように、完結的かつ段階的な教育「プロセス」を構築している。

その際、理論的教育と実務的教育それぞれの特徴を活かし、かつ両側面を複合的に関連づけることにより、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい最大限の教育効果が効率的に達成できるよう、科目編成に留意するとともに、研究者教員と実務家教員をそれぞれの属性が最大限に発揮できるように配置して、学生に最適の学修効果がもたらされるよう配慮している(資料Ⅱ-1)。具体的には、次のような教育・履修体系を採用している(資料Ⅱ-2、資料Ⅱ-3)。

- ① 1年次には、法律基本科目に当たる科目(「基礎科目」)につき、その基礎レベルの理論知を獲得させるべく、必修科目として、集中的に教育を行う。
- ② 2年次以降には、各法律基本科目につき、1年次に習得した理論的基礎を前提に、具体的な事例を素材として複合的な視点から分析し思考する能力を養成するための基幹的な科目を配置する。併せて、実務への導入の基礎として、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務の基礎教育を実施し、また、弁護士実務や裁判実務の基礎に触れさせる科目を開講する。
- ③ 2年次には、法曹倫理の科目を配置し、経験豊富な実務家教員による教育指導を行うことで、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養する教育を施す。
- ④ 1年次から3年次にかけて、選択科目Ⅰ・Ⅱにおいて、法学隣接分野及び応用的・先端的問題に関する理解を深め、法実践に活かせることができるよう、多彩な授業を展開する。
- ⑤ 3年次には、臨床系科目を配置する。加えて、民事法文書の作成に関する科目を配置し、研究者教員の理論的知見と実務家の経験とを複合して、文書起案の指導を行う。

なお、②のうち基幹的な法律基本科目並びに民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎、③の法曹倫理、並びに、⑤のうち民事法文書作成をすべて必修科目とし、これらを合わせて「基幹科目」と位置づけている。基幹科目は、2年次と3年次とにバランスよく配置し、法曹としての責任感及び倫理観を涵養しつつ、基本的な法知識を体系的かつ効果的に習得できるようにしている(資料Ⅱ-4)。

資料Ⅱ－１ 法曹養成専攻授業科目表（平成19年度）…出典：京都大学法科大学院
便覧・シラバス（平成19年度）添付CD-ROM所収（RP：リサーチ・ペーパーの対象科目）

区分	学科目名	単位数	配当学年	RP	教員名		
					前期	後期	通年
基礎科目	統治の基本構造	2	1		大石		
	人権の基礎理論	2	1			毛利	
	行政法の基礎	2	1			高木	
	刑法の基礎	4	1				安田
	刑事訴訟法の基礎	2	1		堀江		
	財産法の基礎1	4	1		佐久間		
	財産法の基礎2	4	1			松岡	
	家族法の基礎	2	1		錦織		
	商法の基礎	4	1			齊藤	
	民事訴訟法の基礎	2	1			山本（克）	
基幹科目	公法総合1	2	2		芝池・岡村（周）・高木		
	公法総合2	2	2			芝池・岡村（周）・高木・ 初宿・土井・毛利	
	公法総合3	2	3		初宿・土井・曾我部		
	刑事法総合1	2	2		中森・塩見・高山		
	刑事法総合2	2	2		酒巻		
	刑事法総合3	2	2			堀江	
	民法総合1	2	2		山本（敬）・佐久間		
	民法総合2	2	2			山本（豊）・潮見	
	民法総合3	2	3		松岡・横山		
	商法総合1	2	2		洲崎・前田・北村		
	商法総合2	2	2			洲崎・前田・北村	
	民事訴訟法総合1	2	2			徳田・山本（克）・笠井・ 山田	
	民事訴訟法総合2	2	再履修 者対象		山本（克）		
	民事法文書作成	2	3				山本（克）・横山・佐久 間・齊藤
	刑事訴訟実務の基礎	2	3		村上（光）・長瀬・濱田		
民事訴訟実務の基礎	2	2		中田・笠井・川畑			
法曹倫理	2	2			山田・飯村・清水・安木・ 西村（健）		
実務選択科目	弁護士実務の基礎1	2	2・3			飯村・清水・久保井	
	弁護士実務の基礎2	2	2・3			豊田・伊藤（知）・藤井 （正）	
	民事弁護実務演習	2	3		飯村・清水・豊田 藤井（司）・吉田 高橋・飯島・真田		
	刑事裁判演習	2	2・3			村上（光）・長瀬	
	民事裁判演習	2	2・3			中田・川畑	
	民事模擬裁判	2	3			川畑	
	リーガル・クリニック	2	3				潮見・山本（豊）・横山・ 船橋・上田・吉田・加藤・ 平尾・森川（智）
	エクスターンシップ	2	3		潮見・酒巻・前田・山田	潮見・酒巻・前田・山田	
選択科目Ⅰ	法解釈学の歴史と方法	2	2・3	☆		亀本	
	法律家のための経済学入門	2	2・3		常木		
	法の経済分析	2	2・3		常木		
	法政策分析	2	1・2・3	☆		船越	
	近代日本の社会変動と法1	2	1・2・3			伊藤（孝）	
	近代日本の社会変動と法2	2	2・3	☆		伊藤（孝）	
	西洋法史	2	1・2・3		耳野		
	法曹の歴史	2	1・2・3	☆		林	
	伝統中国の法と裁判	2	1・2・3	☆	寺田		
	アメリカ法A	2	2・3		木南		
	現代ドイツ法政理論	2	2・3	☆	服部		
	フランス法	2	2・3	☆	横山		
	EU法	2	2・3	☆	中西（康）		
	日本政治外交史	2	1・2・3		伊藤（之）		
	アメリカ政治と憲法判例	2	1・2・3			待鳥	
	生命倫理と法	2	2・3	☆		服部	
	情報法	2	3			毛利	
	情報公開と個人情報保護の実務	2	3			湖海	
憲法理論と憲法史	2	3	☆		毛利		
現代立法論	2	3			川崎		
地方自治法制	2	3		今仲			

選択科目Ⅱ	環境政策と法	2	2・3	曾和		
	環境法	2	2・3	吉村		
	行政救済法の現代的課題	2	3	高木		
	税法1	2	2・3	岡村(忠)		
	税法2	2	2・3		岡村(忠)	
	国際法1	2	2・3	酒井		
	国際法2	2	2・3		酒井	
	国際法特講	2	2・3		村上(正)・小寺	
	経済刑法	2	3		濱田	
	刑事違法性論裁判例研究	2	2・3	長瀬		
	刑事手続法の現代的課題1	2	3	濱田		
	刑事手続法の現代的課題2	2	3		村上(光)	
	最新刑事判例研究	2	3	☆	高山	
	刑事制度論	2	2・3	吉岡		
	刑事弁護の実務	2	3	岩佐・秋田		
	民事裁判例研究	2	3		西岡	
	消費者法	2	3	安保		
	現代契約法	2	3	☆	山本(豊)	
	金融担保法	2	3	☆		松岡
	医事法	2	3			錦織
	現代商取引法	2	2・3	森本		
	保険法	2	2・3			洲崎
	証券取引の法規制	2	3			戸田
	金融サービス規制法	2	2・3	森下・戸塚		
	経済法1	2	2・3	川濱		
	経済法2	2	2・3			川濱
	競争政策と法	2	3	☆		川濱
	知的財産法1	2	2・3	松田		
	知的財産法2	2	2・3			上野
	特許法特論	2	2・3			松田
	倒産処理法1	2	2・3	徳田		
	倒産処理法2	2	2・3			山本(克)
	民事執行・保全法	2	3			笠井
	A D Rと法	2	2・3	☆		山田
	国際私法1	2	2・3	櫻田		
	国際私法2	2	2・3	☆		櫻田
	国際民事手続法	2	2・3			中西(康)
	国際取引法	2	2・3	佐野		
	労働法1	2	2・3	村中		
	労働法2	2	2・3	☆		村中
	社会保障法	2	2・3	西村健一郎		
	労災補償と労働者福祉	2	2・3	☆		西村健一郎
	企業法務1	2	2・3	小嶋・齋藤		
	企業法務2	2	2・3			長谷川
	中国企業取引法	2	2・3			森川(伸)
	ファイナンスの法と理論	2	3			小野・武井
	M&A法制	2	3	棚橋・石綿		
	信託法	2	3	天野(佳)		
	環境法事例演習	2	3			村松
	刑事法総合演習	2	3	村上(光)		
	税法事例演習	2	3	岩倉・太田		
	知的財産法事例演習①	2	3			平野
	知的財産法事例演習②	2	3	藤川		
	特許法事例演習	2	3	松田		
	商事取引法事例演習	2	3	中島・杉野		
	倒産処理法事例演習	2	3			中井・増市・増田
	労働法事例演習	2	3	中村・畑・鎌田		
	経済法事例演習	2	3	長澤		
	金融取引事例演習	2	3			天野(勝)
	涉外実務演習1	2	3	森川(伸)		
	涉外実務演習2	2	3			森川(伸)

資料Ⅱ—2 科目編成の基本的な考え方／教育課程の概要

…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）4～12頁より抜粋

科目編成の基本的な考え方—5つの科目群

本法科大学院においては、次の5つの科目群に区分して、段階的な科目編成を行う（具体的科目名はシラバスを参照）。

- ① 基礎科目（すべて必修）
法律基本科目について、その基礎概念や基本的な理論構造の理解を図るとともに、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目。法学既修者については、単位を修得したものとみなされる。
- ② 基幹科目（すべて必修）
基礎科目で習得した法的知識を具体的事例に適用するために必要な法的分析・処理能力を育成する

- とともに、法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理感を身につけるための科目。
- ③ 実務選択科目（2単位以上選択必修）
主として、法律事務所での研修や裁判演習等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をよりスムーズなものとするための科目。
 - ④ 選択科目Ⅰ（4単位以上選択必修）
政治学などの隣接領域や基礎法学などの幅広い視野から、法制度や法曹の意義あるいは役割を学ぶことで、法律問題の基底にある人間や社会のあり方に対する洞察力を深めるための科目。
 - ⑤ 選択科目Ⅱ（12単位以上選択必修）
多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端的あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を育成するための科目。

上記科目のほか、法政理論専攻の科目2科目8単位、公共政策教育部の科目（専攻長が別に定める科目に限る。「公共政策教育部 授業科目表」を参照）*2科目4単位をそれぞれ限度として履修し、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、法学既修者については、総計4単位を限度に、修了に必要な単位数に算入することができる。なお、科目の詳細については、大学院掛で便覧を受取り、確認すること。

* 平成16年度及び平成17年度に国際公共政策専攻の科目を履修し修得した単位は、公共政策教育部の科目を履修し修得した単位とみなす。

資料Ⅱ—3 履修モデル …出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成20年度）添付CD—ROM所収

【平成19年度以後に入学した法学未修者】							
履修モデル							
履修登録上限	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得単位数
	通年36単位		通年36単位		通年44単位*		
	20単位	20単位	20単位	20単位	24単位*	24単位*	
基礎科目 (28単位必修)	統治の基本構造 (2) 刑法の基礎1** (2) 刑事訴訟法の基礎 (2) 財産法の基礎1 (4) 家族法の基礎 (2)	人権の基礎理論 (2) 行政法の基礎 (2) 刑法の基礎2** (2) 財産法の基礎2 (4) 商法の基礎 (4) 民事訴訟法の基礎 (2)					28単位
基幹科目 (34単位必修)			公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)		34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ (2)	選択科目Ⅰ (2)				選択科目Ⅰ (2) リサーチ・ペーパー (2)	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)			選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2)	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)				実務選択科目 (2)		実務選択科目 (2)	4単位
学期別取得単位数	14単位	18単位	18単位	16単位	14単位	16単位	96単位
	32単位		34単位		30単位		

* (最終学年における履修登録上限) 平成19年度入学者については、各学期につき22単位、学年につき40単位まで。
**平成20年度に「刑法の基礎」(4単位)から科目名変更

【平成19年度以前に入学した法学既修者】							
履修モデル							
履修登録上限	1年次	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得単位数	
	(通年36単位)	通年36単位		通年40単位*			
		20単位	20単位	22単位*	22単位*		
基礎科目 (28単位必修)	免除単位数 26単位						26単位
基幹科目 (34単位必修)		公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)			34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)		選択科目Ⅰ (2)		選択科目Ⅰ (2)	選択科目Ⅰ (2)	リサーチ・ペーパー (2)	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)		選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2)		20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目 (2)		実務選択科目 (2)		4単位
学期別取得単位数	26単位	18単位	16単位	16単位	18単位		94単位
		34単位		34単位			

* (最終学年における履修登録上限) 平成18年度以前に入学した者については、各学期24単位、学年につき44単位まで。

資料Ⅱ—4 基幹科目の授業概要…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）
添付CD-ROM

科目名	概要
公法総合1 (2年次生担当、2単位)	三権すなわち立法・行政・司法のうち特に法的考察の対象にされてきたのは、行政である。立法部の活動は主として法律制定であり、司法部の活動は主として裁判であり、いずれも定型的なものである。また、法律制定は大きな意味を持つものではあるが、通例国民の権利義務に直接に影響しない。裁判は、訴訟の提起を待って行われる受動的なものであり、また、紛争が生じた場合にのみ行われる。これに対し、行政活動は、その目的、手段のいずれもが多様であり、国民の権利義務に直接に影響することが多く、さらに、能動的・恒常的に国民生活に介入する。加えて、行政活動は、それを支える公務員を見ても明らかのように、他の二権をしのぐ活動量を持っている。このような行政活動のうちでも特に重要なのは対外的な（つまり国民に向かって行われる）活動である。本講義においては、この対外的な行政活動を総論（一般理論）の次元において取り上げ、それをめぐり法的諸問題を検討する。
公法総合2 (2年次生担当、2単位)	司法審査制度は、司法裁判所が、具体的事件・争訟において立法・行政の活動などに対して憲法・法令を解釈・適用し、人権を実効的に救済するとともに、憲法秩序の維持や行政の適法性の確保を図るものであって、法の支配の実現のために非常に重要な制度である。本科目では公法総合1の授業を受けて、まず行政権による権利侵害に対する救済手続としての行政訴訟の基本的枠組を学ぶ。その知識をふまえて、次に付随的違憲審査制の基本構造、司法権における「法律上の争訟」の要件など、憲法訴訟の制度・手続に関する問題を扱う。科目全体として現行の司法審査制度について広く検討し、公法の学識に立脚した批判的視点からその問題点の把握にも努める。
公法総合3 (3年次生担当、2単位)	本科目は、基本的人権の基礎理論や違憲審査制度の基本的枠組み、行政法総論及び行政事件訴訟に関する基本的な理解を有していることを前提として、基本的人権に関わる問題を具体的な事例においてどのように構成し主張すべきかについて学習する。その際には、違憲審査基準論や立法事実論の実際の展開の仕方にも留意するとともに、憲法と行政法の融合的な課題についても検討を加える。
刑事法総合1 (2年次生担当、2単位)	本科目では、刑法総論および各論の範囲で、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に学ぶことを目的とする。その際、近年の判例および学説の展開と、立法に関する議論にも留意する。
刑事法総合2 (2年次生担当、2単位)	法科大学院1年次基礎科目の「刑事訴訟法の基礎」において（法学未修者の場合）又は法学部での刑事訴訟法の授業等によって（既修者の場合）、刑事訴訟法に関する基礎的知識を修得していることを前提に、ここでは、刑事手続のうち主として起訴前（捜査手続）の段階において生起する法解釈上の問題（立法論に及ぶ場合もあり得る）を、網羅的にではなく重要度の高いものを中心として、基本的に各回完結の形で取り上げる（なお、起訴後（公訴・公判）の手続段階については、刑事法総合3で扱う）。重要な最高裁判例や設例を素材として問答・討論を行うことを通じて、刑事手続における様々な事実的要素の中から法的に問題となる点を発見・抽出し、判例等の射程範囲を見極めながら、説得的・創造的な刑事訴訟法解釈論を展開する能力を涵養することを目指す。
刑事法総合3 (2年次生担当、2単位)	法科大学院1年次基礎科目の「刑事訴訟法の基礎」において（法学未修者の場合）、又は法学部での刑事訴訟法の授業等によって（既修者の場合）、刑事訴訟法に関する基礎的知識を修得していることを前提に、ここでは、刑事手続のうち主として起訴後（公訴・公判）の段階において生起する法解釈上の問題（立法論に及ぶ場合もあり得る）を、網羅的にではなく重要度の高いものを中心に取り上げる。重要な裁判例や設例を素材として問答・討論を行うことを通じて、刑事事件における様々な事実的要素の中から法的に問題となる点を発見・抽出し、判例等の射程範囲を見極めながら、説得的・創造的な刑事訴訟法解釈論を展開する能力を涵養することを目指す。
民法総合1 (2年次生担当、2単位)	民法典は、パンデクテン体系にしたがって編成されているため、契約法に関する規定は、民法総則・債権総則・契約総則・契約各則に点在している。本講義は、それらの規定に関する基礎的な知識を修得していることを前提として、契約法に関する主要な問題を「契約の成立・当事者・履行・履行障害・終了」というプロセスに編成しなおし、法律問題を解決するための実践的な能力を養うことを目的とする。その際、「民事訴訟実務の基礎」の講義と平行しながら、当事者の主張を要件事実の観点から構成するための指導もあわせておこなうこととする。
民法総合2 (2年次生担当、2単位)	この授業では、原状回復・民事責任に関する法律問題を総合的に取り扱う（債務不履行責任については、民法総合1で扱われる）。民法典は、原状回復・民事責任に関する問題につき、物権法・契約各論・事務管理・不当利得・不法行為の各所で多様な規律を用意している。本講義は、それらの規律に関する基礎的な知識を修得していることを前提として、これらの規律が具体的な問題の処理にあたってどのように作用するのかを複合的に考察するとともに、それが要件・効果規範を形づくる要件事実へとどのように収斂していくのかという点に関する理解を獲得することを目的とするものである。民法の実体法規範に関する理論と要件事実論との関連づけを図る授業である。表記分野にかかる民法理論を咀嚼し、かつ、要件事実の理解に秀でたトップレベルの学生を育成することを、達成目標としたい。
民法総合3 (3年次生担当、2単位)	金銭債権を中心として、債権の保全・回収・担保をめぐって生じる各種の法律問題につき、基礎的な理解をさらに深めるとともに、「要件事実の基礎」で取得した技法と実体法の体系的知識を複合させることで、債権保全・回収・担保に関する応用力を磨く。
商法総合1 (2年次生担当、2単位)	法科大学院1年次基礎科目の「商法の基礎」において（法学未修者の場合）、または法学部での商法の授業等によって（既修者の場合）、商法に関する初歩的な知識・考え方を修得していることを前提に、ここでは、会社および商取引にかかる法律問題のうち、しばしば裁判で争われ、判例となって現れることの多いテーマを取り上げる。具体的事例を素材としつつ、それらのケースにいかなる法律問題があり、いかに解決されるべきかを検討する。

商法総合2 (2年次生担当、2単位)	法科大学院1年次基礎科目の「商法の基礎」において(法学未修者の場合)、または法学部での商法の授業等によって(既修者の場合)、商法(とくに会社法)に関する初歩的な知識・考え方を修得していることを前提に、ここでは、企業法務が直面する実務上の諸問題について、主に紛争を生じさせないためのプランニングを中心として検討を行う。適宜テーマにかかる事例問題を提示し、それらのケースにいかなる法律問題があり、いかに解決されるべきかを検討する。
民事訴訟法総合1 (2年次生担当、2単位)	民事訴訟の第一審判決手続のうち、訴訟の主体および客体ならびに審理手続の部分について、実務の取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養う。
民事訴訟法総合2 (2年次生担当、2単位)	民事訴訟の判決手続のうち訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟および上訴・再審、ならびに、民事執行手続および民事保全手続に関して、実務の取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養う。
民事法文書作成 (3年次生担当、2単位)	いわゆる即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って、法的に(特に民法・会社法・民事訴訟法上)有意的な事実とそうでない事実が入り交じった素材から、有意的な事実を抽出するとともに、その事実に基づいた法律論を展開し、かつ、それを文章化する力を養う。
刑事訴訟実務の基礎 (2年次生担当、2単位)	刑事訴訟に携わるに際して必要となる実務的な知識と、既に学習した刑事実体法及び刑事手続法に関する理論的知識の実務への応用力を修得させ、刑事実務への導入の基礎を教示することを目的とする。捜査、公判手続、証拠、事実認定の各分野について、その関連性を意識した上で、具体的な記録教材等を利用し、帰納的な思考を重視しながら、授業を実施する。
民事訴訟実務の基礎 (2年次生担当、2単位)	民事訴訟実務において特に重要な事項である要件事実と事実認定について、基礎的な知識や技能の修得を目指す。これにより、他の実務基礎科目を学修するための基本的な理解を得るとともに、民法や民事訴訟法を始めとする法律基本科目、展開・先端科目等を理論と実務を架橋するという観点から修得するための基礎固めをする。
法曹倫理 (2年次生担当、2単位)	法曹としての責任感と倫理観を涵養するために、弁護士活動を中心に、法曹の専門職責任の在り方について、わが国の現行制度の説明だけでなく、比較史的にその問題点を批判的に考察するとともに、法曹に期待される活動や役割の変貌を視野に入れて、法曹倫理の改革の意義をも議論する。弁護士法・弁護士職務基本規程等の規定に関する事例分析については、毎回、原則として、2例ぐらいを採り上げて、討議検討する。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

上記のように法律基本科目及び法律実務の基礎について十分な能力を身に付けさせる教育をしているほか、学生や社会からの要請に対応するため、1年次から3年次にかけて、基礎法学又は法学関連分野の科目(「選択科目Ⅰ」)、及び、先端的な法領域その他の実定法の多様な分野に関する科目(「選択科目Ⅱ」)を配置し、法学隣接分野への理解を深める一方、応用的・先端的問題への関心を高め、法実践に活かせるように配慮している。しかも、選択科目Ⅱについては、研究者教員による教育指導の下での最先端かつ領域横断的な理論の習得を目的とする科目と、実務法曹による教育指導の下での高度な実践的応用力の習得を目的とする科目(とりわけ、演習科目)が、法学全分野にわたり相当数かつ網羅的に配置され、学生の目的とニーズに即して選択履修できる(資料Ⅱ-5)。

3年次には、エクスターンシップ、リーガル・クリニック、民事模擬裁判などの臨床系科目を配置し、社会に生起する具体的問題に関心を持たせるとともに、それまでの理論的教育及び実務基礎教育の場で習得した法知識や思考力を実際に表現して実践的に活用するための教育を施す一方、具体的実践から体得した知識や経験を各自の理論的思考面へとフィードバックできるようにしている(資料Ⅱ-6)。

また、キャリア支援の一環として、平成18年度・19年度に、研究者を志望する学生のため、助教及び法政理論専攻博士後期課程への進学説明会を行った。

資料Ⅱ-5 選択科目Ⅰ・選択科目Ⅱの授業概要(一部) … 出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成19年度)添付CD-ROM

科目名	概要
法解釈学の歴史と方法 (2・3年次担当、2単位)	歴史法学派サヴィニー以来のドイツ法解釈学の方法論的發展を検討した上で、アメリカ法学からの影響等にも配慮しつつ、現代日本の法解釈学の方法論的特色を明らかにする。文言解釈、類推解釈、反対解釈、体系的解釈、歴史的解釈、目的論的解釈等、主要な解釈技法を理論的に理解した上で、判例も素材にしなが、それらの技法の応用力を養う。
近代日本の社会変動と法Ⅰ (1・2・3年次担当、2単位)	この科目は、近代日本における法の展開過程を社会変動との相互連関との下に検討し、社会の中における法の機能・構造に関する理解を歴史的観点から深めることを目的と

法曹の歴史 (1・2・3年次配当、2単位)	<p>する。近代日本における法発展を、制度形成と立法、紛争と裁判など、具体的な事例に即して検討することを通じ、多面的で立体的な、法の理解に到達することを目指す。</p> <p>本講義は、前近代ヨーロッパ社会において、法の担い手・法曹がいつごろ、いかなる背景の下で登場し、いかなる社会的・政治的・経済的その他の役割を担いつつ自立的な社会層として展開していったのかを、史料を素材とした講義と議論を通して検討する。このことを通じて、法の担い手・法曹の特質を、出自、経済基盤、倫理、規律、社会層、議論の組立て・展開方法などの複数の観点から析出し、法の担い手・法曹の像の相対化をはかることとする。</p>
伝統中国の法と裁判 (1・2・3年次配当、2単位)	<p>東洋には西洋と異なる法文化があるという議論を時に目にするが、東洋では訴訟を嫌い和を尊ぶという議論にせよ、権利主張を嫌い義務を重んずるとい議論にせよ、西洋的な意味での法が無いと言っているだけに過ぎず、東洋に固有の「法」の形を明らかにするには至っていないように思える。本講では、伝統中国の裁判のあり方を素材にして、西洋近代的な法ではない「法」とは実際にはどのようなものなのかを考え、またそれを通じて我々が日頃馴染んでいる法の世界的な特性を考えてみたい。</p>
アメリカ法 A (2・3年次配当、2単位)	<p>アメリカ法はアメリカ合衆国法と個々の州の法という要素からなる。アメリカ法 A は、アメリカ合衆国法（連邦法）と州法の関わりについて注意しながら、主として州法に焦点をあわせることにする。授業は、具体的な例を用いながらアメリカ法の重要な概念を理解することと、教材として使用する判決など英語で書かれた法律文献に親しむことも目的とする。</p>
情報法 (3年次配当、2単位)	<p>情報流通をめぐっては、テクノロジーの急激な発展にもともなって新たな問題が多数発生しており、それを法的に扱う知識・技術はこれからの法曹実務にとって不可欠である。他方、新たな問題においても、従来の法理をふまえずに適切に解決を見つけないことはできない。この授業では、公法系の基幹科目・基礎科目でえた知識を前提に、マスメディアの報道や情報公開、個人情報保護、そしてインターネット規制のあり方などを、公法の視点から検討することとする。</p>
税法 1 (2・3年次配当、2単位)	<p>この授業は、国が行う所得課税に関する実税法（租税債務の金額を決めるルール、主に所得税法と法人税法）と手続法（租税債務の確定および権利救済に関するルール、主に国税通則法）のうち、特に重要な規定を対象として、これらの構造や基礎にある考え方、政策を理解するとともに、ルールをリサーチし読解する力を身に付けることが目標とします。およそ全ての法律行為は、必ず税負担に影響を与えます。したがって、分野の如何を問わず、法律家にはその認識や予測が求められます。そのため、この授業は、ほとんどの法科大学院生にとって、有意義であり必要と考えられる範囲（入門的な範囲）を対象としています。税法をさらに深く学ぼうとする皆さんは、この授業を、違法な課税権行使から納税者の権利を護ることのできる法律家となるための第一歩と位置づけて下さい。専門的・先端的な事項は、税法 2 に譲ります。</p>
国際法 1 (2・3年次配当、2単位)	<p>国際法 1（前期）および国際法 2（後期）をあわせて現代国際法全般を体系的に講義する。国際法 1 では、主として国際法の総論的部分と、国家の地位および国家管轄権、さらに人的管轄にかかわる領域を取り扱う。</p>
刑事手続法の現代的課題 1 (3年次配当、2単位)	<p>代の刑事手続をめぐる様々な問題のうち、基幹科目では取り上げなかった実務上特に重要な又は理論的に高度な問題を含む事項を、原則として各回完結の形で取り上げ、検討する。主として捜査手続に関する事項を中心に扱うが、問題検討に必要な場合には実体法上の問題や立法論にも言及する。</p>
最新刑事判例研究 (3年次配当、2単位)	<p>主として 2005 年および 2006 年中に言い渡された最高裁判所の判決・決定を素材として取り上げ、現在の判例の立場を正確に理解するとともに、これを支持する見解と批判する見解との論拠を明らかにし、議論の中で自説を展開できるようにすることを目的とする。</p>
金融担保法 (3年次配当、2単位)	<p>金融担保法の領域においては、立法によって各種の特別法が整備され、近年には基本法レベルでも重要な法改正が相次いでいる。また、法制度の整備が不十分なところでは、実務によって、数々の新たな担保・金融手法が考案されてきた。本講義では、執行・倒産法制とも関連づけつつこれら立法の動きや実務上の工夫を検討するなかで、基礎段階で習得した知識を具体的問題に応用し、より実践的なものにする。</p>
医事法 (3年次配当、2単位)	<p>医事法は、医療・医学に関連する法の一つのまとまった法領域と考えるときに観念される。医事法の外延がどこまで及ぶのかについては一致した理解が成立しているわけではない。こんにち、その内容の重点が、医師資格や医療制度等を規律する医事法制よりも、むしろ医療という場における医師・医療機関と患者との関係をめぐって生じる法的問題に存するという点は、広く承認されているといえよう。医療は患者の生命・健康といった基本的利益に影響を及ぼす活動であること、医師と患者の間に医療に関する知識の大きな格差があること等に基づき、患者の自己決定権という法理学および憲法学上の議論が医事法において展開されたように、医事法においては、民事訴訟の形をとった事件でも、学際的問題点を内包しているものが多い。このような医事法の学際的性格を踏まえて、本講義では、さまざまな性質の、医事事件を対象にした検討を行う。</p>
現代商取引法 (2・3年次配当、2単位)	<p>商法第 2 編「商行為」の規定を中心に、商取引において生じる法律問題を、実務の問題状況に配慮しつつ、検討する（商法第 1 編「総則」の問題も商取引法の理解に必要な限りで取り上げる。なお、保険取引は「保険法」で扱う）。総論として、商取引全般に適用される商法総則の通則と商行為の総則及び売買並びに交互計算・匿名組合の規定を概観したあと、各論として、商行為法に規定された各種の営業と商行為法には規定されていない現代的な営業について考察する。</p>

資料Ⅱ—6 実務選択科目の授業概要…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成 19 年度）添付 CD-ROM

科目名	概要
弁護士実務の基礎 1 (2・3年次配当、2単位)	<p>法科大学院の修了者のすべてが弁護士になるわけではないが、どのような方向であれ法律家としての業務につく以上、多くの法律家が従事する弁護士実務・業務の根幹を学び理解していくことは必要不可欠である。この演習では、具体的な弁護士としての実務を行う前提として、弁護士実務を支える諸々の基盤を学び、幅広い視野を持った</p>

	法律実務家を養成することをめざす。また、弁護士の日常実務の初歩的な事項についても理解を深めるが、さらに進んだ弁護士実務の技術的な事項については、別途、「弁護士実務事例演習」で取り扱う。なお、適当な外部の専門家を講師として参加してもらおう予定である。このため、合同授業については、講師の都合で日時・順序が入れ替わることがある。
弁護士実務の基礎2 (2・3年次配当、2単位)	法律を学ぶ場合、裁判運営における技術習得を中心に考えることが常であるが、弁護士になる場合、その業務範囲は裁判運営だけに止まらない非常に幅広いものである。それ故、弁護士業務遂行には、法律全般を見渡した幅広い知識と能力が要求される。本科目においては、弁護士業務遂行のために最低限必要となる基本的な技術・能力の授業を行う。
民事弁護実務演習 (3年次配当、2単位)	この演習は、具体的な事例を題材にして、民事訴訟における弁護士の活動の基礎を習得することを目的とする。取り上げる事例および訴訟類型は、実務上日常的に生じうる典型的なものとするが、演習においては実務上のノウハウを検討するとともに、できるだけ法律上の問題点についても触れることとし、それらを通じて民事紛争解決における弁護士の役割を指し示すようにしたい。なお、この演習は、「弁護士実務の基礎1」程度の内容を理解していることを前提とするが、その既習を必須の前提とするものではない。
刑事裁判演習 (2・3年次配当、2単位)	刑事訴訟に関する基礎的理解を前提に、第一審刑事裁判の過程における主要な局面について、学生が訴訟関係人(裁判官、検察官、辩护人)の役割を分担して訴訟活動を検討、実践することで、刑事手続法の実際の機能と役割を体得し、刑事手続法の理論的理解を帰納的に検証するとともに、証拠に基づく事実認定、証人尋問の実際、各種訴訟行為等の実務的側面を体験理解することを主目的とする。実質的に、3年次配当科目の「刑事訴訟実務の基礎」の応用編と位置づけられる内容であり、同科目の内容を理解していることは前提とする。したがって、2年生が受講する場合には、必要な範囲で同科目の内容の自主的学習が必要となる。
民事裁判演習 (2・3年次配当、2単位)	民事訴訟における実務上の諸問題について、模擬記録を使用しながら、演習形式で検討し、民事訴訟制度や具体的な訴訟手続についての理解を確実なものとし、応用力・実践力を養う。手続の流れに沿って、実務上よく問題となる事項を各回のテーマとして選択し、受講者の意見表明や討論を中心として授業を進める。また、手続や釈明事項等の検討を踏まえ、模擬記録に基づいて、訴訟手続の実演を行う。
民事模擬裁判 (3年次配当、2単位)	受講者が裁判官、原告代理人、被告代理人等の役割を分担し、具体的な事例を素材として、訴状・答弁書・準備書面等の作成、釈明、争点整理、人証尋問、和解、判決という民事第一審手続を、模擬法廷を使用して実演することにより、民事訴訟手続についての理解を確実なものとする。なお、弁論や人証尋問の技能を養う。なお、1学期の授業を前半と後半に分け、各自役割を交代して、異なる事例で2回の模擬裁判を行う。
エクスターンシップ (3年次配当、2単位)	【目的】1・2年次に修得した知識をもとに、実践的活動を通じて、法的問題処理に当たっての事実認定能力、問題発見能力並びに顧客とのコミュニケーション能力の向上をめざすとともに、学問的知識の充実・発展をめざす。また、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動の素地を作る。 【研修内容】学生は、弁護士事務所へ赴き、弁護士指導の下で次のような活動を行う。 ○顧客の同意を得て、顧客との協議・相談の場に臨席し、弁護士の指導・監督の下で発問を行い、また、討議を行う。○弁護士が担当する事件の事実関係を整理したり、それに関する学説・判例を調査・整理する。○弁護士が担当する事件に関し、法廷等の傍聴を行う。○その他
リーガル・クリニック (3年次配当、2単位)	【目的】実際の事件に関する法律相談を弁護士指導の下で学生が体験することを通じて、授業で習得した法律知識の実際的意義を確認させるとともに、面談技法の重要性を認識させ、さらには法曹の倫理や社会的責任を自覚させることで、教育課程から実務へのよりスムーズな移行を可能にする。 【内容】初回にオリエンテーション等を行った後、相談及び討議・検討の組み合わせを合計6回行い、最終的に総括を行う(全14回)。具体的には以下の通りである。(1)オリエンテーション等(第1回) 研修指導弁護士が、法律相談の意義、内容、実施方法、守秘義務・人権配慮義務の確認、実施面での留意事項の確認等に関するオリエンテーション並びに模擬法律相談(シミュレーション)を行う。(2)相談と討議・検討(第2回～第13回) 指導弁護士立会の下、少人数グループ(学生3名程度を1グループとする。)により相談を実施する。1回の授業では、1個の事件を扱う。次の回の授業において、指導弁護士と受講学生が当該相談事例について理論面・実務面からの検討を行う。(3)総括(第14回) 実施した相談やそれに基づく討論を素材にして、相談技法等について総括を行うとともに、法曹の倫理や社会的責任に関して討論を行う。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由) 法曹養成専攻においては、基礎科目、基幹科目、関連諸科学科目、応用展開法律科目、実務演習科目を、それぞれの位置・性格に応じて、必修科目又は選択必修科目として段階的・体系的に配置した、法科大学院の教育目的に相応しいカリキュラムが構成されており、そこで展開されている教育内容は高度な理論的・実践的能力を身に付けさせるものであって、期待される水準を上回る。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点到に係る状況)

法曹養成専攻は、その設置目的に従い、法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的な対話能力を高めるため、討議を重視した少人数教育を行っている。各科目の授業は、週2回授業が行われる一部の4単位の基礎科目を除き、原則として週1回90分で行われ、授業の形式としては、以下のように、各々の特質に応じ、双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が採られ、教育(資料Ⅲ-1)効果を高めている。

- ① 双方向・多方向形式は、基礎科目及び基幹科目において、また選択科目Ⅰ・Ⅱでも科目の特質に応じ、用いられる。50人から70人程度のクラスで、学生の十分な予習を前提に、教員が様々な問題について質問し、学生がそれに答える形をとる。
- ② 講義形式は、選択科目Ⅰ・Ⅱのうち、主として基本的な知識の習得を図る科目で用いられる。教員の講義を中心として授業を進めつつも、決して一方通行ではなく、適宜質疑応答を交えるなどして学生の理解を図る。
- ③ 演習形式は、選択科目Ⅰ・Ⅱのうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目で用いられる。30人程度までのクラスで、参加者全員が討論に参加する形をとる。
- ④ 実務選択科目のうち、法律事務所などで研修を行うエクスターンシップと、法科大学院内で法律相談を行う形で実施するリーガル・クリニックについては、専任教員が弁護士の協力の下で指導を行っている。その他の実務選択科目の授業は、30人程度までのクラスにおいて演習形式で実施し、適宜ロール・プレイなどの技法を取り入れている。

1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法に関しては、学年開始時に提供するシラバスにおいて、各科目につき、全体の概要、講義の形式、各回の授業内容、指定の教材、成績評価の基準と方法(考慮要素)を明記し、科目選択手続き以前の段階で、学生に対し授業に関する詳細な情報を提供している(資料Ⅲ-2)。

また、選択科目Ⅰ・Ⅱのうち一定の科目に認められるリサーチ・ペーパーの作成については、学生が理論的な思考力を高め、より創造的な問題探求能力と表現力を身につけることができるよう、担当教員が懇切な教育を実施している。

法曹養成専攻の教員は、全国で標準的に用いられているとみられる法科大学院用教科書の多くの編集・執筆に関与しており、教員がこれらの教科書を授業で教材として用いることで、授業内容及び予習・復習の指導の充実が図られている。

平成18年度からは、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を教務補佐員(法科大学院教育補助スタッフ)として採用して法科大学院の教育を補助する制度を導入し、平成18年度に4名、平成19年度に3名、平成20年度に6名を採用した。この教育補助スタッフ及び法科大学院を修了して採用された助教(平成18年度に2名、平成19年度に1名、平成20年度に3名を採用し、現在6名)が授業に出席し、学生からの質問、相談等に対応して、教育効果を向上させるための体制を整えている。

資料Ⅲ-1 授業の形式：教育課程の概要…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成19年度)

教育課程の概要**(4) 授業の形式**

各科目の授業は、原則として、週1回90分で行う(基礎科目の一部は4単位科目であり、半期科目の場合週2回、通年科目の場合は週1回の授業が行われる)。授業の形式は、各科目の特質に応じて、以下に述べる双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が適宜用いられる。

実務選択科目については、実習を中心とする科目が多いことから、授業時間及び形式ともに、各科目の特質に応じた方法が用いられる。

基礎科目及び基幹科目についてはクラス制がとられるが、その他の科目についても、演習形式の科目など、必要に応じて受講人数の制限が行われる。多くの科目で出席要件（(5)出席要件）が課されるので、注意すること。

① 双方向・多方向形式

基礎科目及び基幹科目のすべての授業、また選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいても各科目の特質に応じて用いられる形式である。50人から70人程度のクラスにおいて、学生の予習を前提に、教員が学生に様々な問題について質問し、学生がそれに答える形で授業が進められる。学生は、積極的に発言し、教員との間で、あるいは学生相互間での討論を通じて理解を深化させる。

② 講義形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱの科目のうち、主として基本的な知識の習得を図る科目について用いられる形式である。授業は、教員の講義を中心として進められるが、教員が一方的に話すだけでなく、適宜、質疑応答を交えるなどして理解の深化を図る。双方向・多方向形式との差異は相対的なものに過ぎず、指示された範囲についての予習など、学生の積極的な参加が必要となる。

③ 演習形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目について用いられる形式である。授業は25人程度までのクラスで実施され、参加者全員が討論に参加する形で進められる。事前に指示されたテーマについて学生がそれぞれ考えをまとめておいて討論する形態だけでなく、学生が自ら選択したテーマについて調査・検討した結果を報告して議論する形態などもありうる。

④ 実務選択科目の授業形式

実務選択科目のうち、エクスターンシップは法律事務所などで研修を行うものであり、リーガル・クリニックは本法科大学院内において法律相談を行う形で実施する。いずれの場合にあっても、専任教員が弁護士の協力の下で指導にあたる。その他の実務選択科目の授業は、いずれも25人程度までのクラスにおいて演習形式により実施し、適宜、ロール・プレイの技法などを取り入れ、教育効果の向上を図る。

資料Ⅲ—2 シラバスの一例…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）添付CD-ROM

〔シラバスの一例：平成19年度 民法総合1〕

シラバス・講義概要

民法総合1

科目名	民法総合1		
担当	山本敬三・佐久間毅		
配当年次	2		
開講期	前期	曜時限	月2（①③クラス）月5（②クラス）
クラス数	3	単位	2

概要

民法典は、パンデクテン体系にしたがって編成されているため、契約法に関する規定は、民法総則・債権総則・契約総則・契約各則に点在している。本講義は、それらの規定に関する基礎的な知識を修得していることを前提として、契約法に関する主要な問題を「契約の成立・当事者・履行・履行障害・終了」というプロセスに編成しなおし、法律問題を解決するための実践的な能力を養うことを目的とする。その際、「民事訴訟実務の基礎」の講義と平行しながら、当事者の主張を要件事実の観点から構成するための指導もあわせておこなうこととする。

授業形式

双方向・多方向形式

授業内容

1. 契約の締結と合意の瑕疵

契約の成否、内容の確定、その有効性に関する問題は、現実の場面では、しばしば連動したかたちで登場するほか、債務不履行責任や担保責任の前提問題となることが多い。本講義では、契約締結過程で、両当事者の意思ないし期待のあいだに齟齬が生じているケースを題材としながら、契約の成立要件、契約解釈と錯誤・詐欺の問題との交錯問題を取り上げ、それぞれの要件事実をふまえながら、その基礎にある理論問題についての理解を深めることとする。

2. 代理による契約の締結

契約の締結に際しては、当事者だけでなく、代理人など第三者が介入することがしばしばある。ここでは、誰が契約当事者であるか、介入する第三者がどのような権限を持っているかということがまず問題となるが、その前提として代理の法構造を正確に理解していなければ、現実の事案に対処することは不可能である。本講義では、そうした観点から、要件事実をふまえつつ、有権代理、無権代理、表見代理にかかわる問題を的確に処理するための実践的な能力を養うこととする。

3. 契約当事者の確定

学部レベルでの教育では、契約当事者が明確に定まっていることを前提として、法律問題をあつかうことが多い。しかし、現実の場面では、誰が契約当事者かが必ずしもはっきりしない場合が少なくない。本講義では、こうした観点から、預金契約を題材として、契約当事者の確定に関する問題のほか、債権の準占有者に対する弁済にかかわる問題などを総合的に取り上げ、要件事実をふまえた正確な法律構成をおこなう能力を養うこととする。

4. 契約の履行と受領障害

契約の履行過程では、債務者が弁済しようとしても、債権者がそれに協力しないため、弁済が完了しない場合がしばしば発生する。ここでは、債務者の責任のほか、履行コストの負担、その後債務を履行できなくなるリスクのほか、協力しない債権者に対する責任追及など、一連の複雑な問題が発生する。本講義では、こうした受領障害の場面を取り上げ、とくに弁済の提供と受領遅滞をめぐる諸問題を相互に関連づけつつ、要件事実をふまえた正確な法律構成をおこなう能力を養うこととする。

成績評価方法等

筆記試験及び平常点による。

なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教材

教科書：

松岡久和＝潮見佳男＝山本敬三『民法総合・事例演習』（有斐閣・2006年）

山本敬三『民法講義Ⅰ総則』（有斐閣・第2版・2005年）

山本敬三『民法講義Ⅳ1契約』（有斐閣・2005年）

潮見佳男『プラクティクス債権総論』（信山社・第2版・2005年）

参考書：

司法研修所編『問題研究 要件事実』（法曹会・2003年）

司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（法曹会・1999年）

その他の参考文献については、適宜指示する。

その他

各回の講義では、『民法総合・事例演習』にあげたケースについて、教科書の該当部分ならびに指定した参考文献をもとに入念な予習をしてきたことを前提として、受講者全員で討議をおこなう。

なお、第一回の講義までに、司法研修所編『問題研究 要件事実』を必ず自習しておくこと。

観点 主体的な学習を促す取組

（観点到に係る状況）

毎年度の初めに新入学者全員を対象として、履修指導のための説明会と開講前集中講座を実施している。説明会では、法曹養成専攻長等が、法曹養成専攻の教育理念・目標、教育課程の全体像、各科目群の概要及び適切な履修方法を説明している（資料Ⅲ－3）。開講前集中講座では、法学未修者と法学既修者とに分けて、司法制度の仕組み（未修者のみ）、法情報の調査方法、判例分析の方法等を担当教員が解説し、新入生からの質問に応じている（資料Ⅲ－4）。

資料Ⅲ－3 法曹養成専攻 履修指導の概要（平成19年度） 出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）169頁

日 程：4月2日

内 容：①本研究科の教育理念・目標の説明
②教育課程、適切な履修及び学修方法の説明
③新司法試験の概要の説明

担当者：山本克己（教授）、山本敬三（教授）、塩見 淳（教授）

対象者：平成19年度新入生全員

資料Ⅲ—4 法曹養成専攻 開講前集中講座予定表（平成19年度）…出典：大学機関別認証
評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）169～170頁

平成19年度 開講前集中講座予定表【4月3日（火）～5日（木）】				
京都大学法科大学院				
法学未修者				
講義名	日時	場所	担当	内容
司法制度の概要1～3	4月3日（火） 2時限目 3時限目 4時限目	法経第九教室	笠井教授	日本の司法制度に関する基礎的な知識の修得を目的とする。裁判所と検察庁の各組織と担い手、弁護士と弁護士会、法曹養成の仕組み、司法上の手続等について、制度改革の動向にも触れつつ、解説する。
法情報調査1	4月4日（水） 1時限目	法科一教室 （法科大学院棟2階北） ※全員が当室に集合し、その後グループに分かれて行動します。	服部教授	法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。 ※ 以下のようにA～Bの2グループに分かれての受講となるので、自分がどのグループに属するかに注意すること。 A：氏名のカナ表記が50音順で「ア」～「セ」の学生 B：氏名のカナ表記が50音順で「タ」～「ワ」の学生
法情報調査2	4月4日（水） 2時限目	法科一教室	服部教授	法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」（TKC社）について、それぞれの利用方法を説明する。
判例の読み方	4月5日（木） 2時限目		土井教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。
法学既修者				
講義名	日時	場所	担当	内容
法情報調査2	4月3日（火） グループ AB 8:45-11:15 グループ CD 9:30-12:00	グループ AB 法科一教室 グループ CD 法科二教室 グループに分かれて行動します。	服部教授	法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」（TKC社）について、それぞれの利用方法を説明する。 以下のようにA～Dの4グループに分かれての受講となるので、自分がどのグループに属するかに注意すること。 A：氏名のカナ表記が50音順で「アイ」～「オキ」の学生 B：氏名のカナ表記が50音順で「オザ」～「スエ」の学生 C：氏名のカナ表記が50音順で「スガ」～「ハヤ」の学生 D：氏名のカナ表記が50音順で「ハラ」～「ワタ」の学生
判例分析の方法	4月4日（水） 2時限目	法経六教室	曾我部准教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間割については、学生の年次ごとの履修の便宜と自習時間確保を考慮に入れて時間割の編成を行っており、とりわけ、各学年の必修科目は同じ曜日に2科目を超えないように各科目の配置を決める方式を採用している。予習のための関連資料は、事前に購入すべきテキスト又は講義前に配布される資料として事前に提供される一方、各回授業について準備すべき事項については担当教員より事前に通知されている。教員から学生への教材類の提供が迅速かつスムーズに行われるよう、学習室内に講義ごとに区別しうる教材受け渡しのコーナーを設けている。さらに、平成18年度より、株式会社TKCの法科大学院教育支援システムを活用した電子的方法による資料の受渡しを一部の科目につき実施している。

また、授業時以外の学生からの質問・相談に対しては、オフィスアワーを設けたり、メール又は電話での申し出に対して個別に面談時間を設けたりして対応しているほか、多くの教員が電子メールによる質問も受け付けている。平成18年度より、上記法科大学院教育

支援システムを通じた質問の受付も開始した。また、教務委員会において、学習相談に対応するとともに、成績不良者の個別呼出しによる助言も実施している（資料Ⅲ—5）

履修登録ができる科目は、各学期につき 20 単位、各学年につき 36 単位、最終年次の 3 年次については、各学期につき 24 単位、学年につき 44 単位（平成 19 年度入学者については、各学期につき 22 単位、学年につき 40 単位）を上限としている。いずれの場合も、そこには再履修する科目の単位数が算入される。授業時間割は必修科目が各曜日に 2 科目以下となるように編成している（資料Ⅲ—6）。

学生の専用自習スペースとして学習室、自習室（北）・（南）が設けられ、実質的な学生定員 460 名（1 年次生 60 名（法学未修者）+ 2・3 年次 200 名×2）を超える総計 486 席のキャレル・デスクが用意されている。開室時間は、原則として、午前 9 時～午後 11 時 45 分（土曜、日曜、祝日等は午前 9 時～午後 10 時）である。学習室・自習室には無線 LAN が敷設されており、インターネットによる情報検索も可能である（資料Ⅲ—7）。また、法科大学院棟内には、全学共通利用施設として、多目的室（定員 20 名前後）が 9 室設置されており、学生は自主的な勉強会などのためにこれを利用できる。学習室内には、同専攻の学生が自習を進める上で必要な、判例集、雑誌及び基本図書が、全部で 14,600 冊ほど開架形式にて配架され、充実が図られているほかに、情報インフラとして、無線 LAN 環境を構築し、オンライン・データベースとして株式会社 TKC の LEX/DB を提供している。

資料Ⅲ—5 成績不良者に対する学習指導の例… 出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成 19 年 6 月）171～172 頁

平成 17 年 10 月に、教務委員会において、同年度前期までの学業成績に照らして適切な学習指導が必要と思われる者（12 名：3 年生 3 名、2 年生 7 名、1 年生 2 名）を特定した上、事務室を通じて呼び出し、教務委員 6 名が 2 名ずつ分担して、学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言等を行った。

○ 対象者：平成 17 年前期までの学業成績が平均点で C 評価以下の者のうち、3 年生については全員を、1・2 年生については A 評価が 1 科目以上又は B 評価が 2 科目以上含まれている者以外を対象とした（ただし、2 年生のうち、基幹科目の全てについて C 評価以下の者は、A 評価が 1 科目以上又は B 評価が 2 科目以上含まれている場合であっても対象とした）。

資料Ⅲ—6 授業時間割… 出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成 19 年度前期）添付 CD-ROM

平成 19 年度前期 法科大学院時間割表					
	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
月	アメリカ法 A 経済法 1	刑事法総合 2-② 民法総合 1-① 民法総合 1-③ 民事弁護実務演習⑨	刑事法総合 2-① 現代契約法	財産法の基礎 1 公法総合 3-① 公法総合 3-② 公法総合 3-③ 刑事制度論	刑事法総合 2-③ 民法総合 1-② 民事弁護実務演習⑤ 経済法事例演習
火	刑事訴訟法の基礎 民事弁護実務演習⑥ EU 法 消費者法	公法総合 1-① 公法総合 1-② 公法総合 1-③ 伝統中国の法と裁判	商法総合 1-① 商法総合 1-② 商法総合 1-③ 民事弁護実務演習③ 地方自治法制	民事弁護実務演習④ 日本政治外交史 知的財産法 1 倒産処理法 1	民事弁護実務演習① 民事弁護実務演習② 税法 1
水	統治の基本構造 民事弁護実務演習⑦ 社会保障法	刑事法総合 1-① 刑事法総合 1-② 刑事法総合 1-③ 西洋法史 行政救済法の現代的課題	刑事訴訟実務の基礎① 刑事訴訟実務の基礎② 刑事訴訟実務の基礎③	国際法 1	フランス法 刑事違憲性論裁判例研究 国際私法 1 特許法事例演習
木	家族法の基礎 現代ドイツ法政理論 涉外実務演習 1	民事訴訟法総合 2 刑事法総合演習	環境政策と法（隔週）	環境政策と法（隔週） M & A 法制（隔週） 企業法務 1（隔週）	知的財産法事例演習② M & A 法制（隔週） 企業法務 1（隔週）
金	財産法の基礎 1 現代商取引法 労働法事例演習①	民法総合 3-① 民法総合 3-③ 民事訴訟実務の基礎① 民事訴訟実務の基礎② 民事訴訟実務の基礎③	法律家のための経済学入門 労働法 1	刑法の基礎 民事弁護実務演習⑧ 環境法 刑事手続法の現代的課題 1 金融サービス規制法（隔週）	民法総合 3-② 法の経済分析 金融サービス規制法（隔週） 商事取引法事例演習
土	土曜日に開講される科目 民事法文書作成 刑事弁護の実務				
集中	国際法特講※後期科目として取り扱う。 国際取引法 信託法 税法事例演習				
※	6 時限目は補講時間になります。				

リーガルクリニック、
エクスターンシップ

資料Ⅲ—7 法曹養成専攻学習室利用規程…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス 30 頁

法曹養成専攻学習室利用規程

平成16年2月19日制定
平成16年7月8日改正
平成17年12月1日改正

第1条（管理）

法曹養成専攻学習室（以下「学習室」という。）は、大学院法学研究科が管理する。
大学院法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任（以下「施設主任」という。）に、学習室の管理の実施を委ねる。

第2条（入室・利用）

学習室に入室できる者は、法学研究科の教員及び法曹養成専攻の学生とする。
法曹養成専攻の課程を修了した者は、本規程の適用について、修了の日からその後の最初の5月末日までの間、法曹養成専攻の学生とみなす。
法曹養成専攻の学生は、学習室を学習以外の目的で利用してはならない。

第3条（図書）

学習室を利用する法曹養成専攻の学生（以下「利用者」という。）は、学習室に備え置かれた図書（以下「図書」という。）を閲覧することができる。
利用者は、学習室外に図書を帯出してはならない。
利用者は、学習に必要な範囲内で、学習室に設置された複写機を用いて、図書を複写することができる。ただし、複写に係る著作権については、利用者が一切の責任を負う。

第4条（コンピュータ）

利用者は、学習室に設置されたパーソナル・コンピュータを利用できるほか、学習室にノート型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを利用することができる。
パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

第5条（休室）

学習室の休室日は次のとおりとする。
1. 12月28日より翌年1月5日まで
2. その他、施設主任が指定する日

第6条（開室時間）

学習室は午前9時に開き午後11時45分に閉じる。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民祝日に関する法律で定める休日を含む）、並びに授業休止期間中の平日のうち施設主任が指定する日は、午後10時に閉じる。

第7条（図書の紛失等）

図書を汚損、破損等した者は、ただちにその旨を図書主任に届け出なければならない。
図書主任は、図書を汚損、破損等した者に対して、代本の提供その他の適当な措置を求めることができる。

第8条（規程違反に対する措置）

施設主任は、この規程に違反した利用者に対して、学習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 講義、演習、双方向多方向形式といった種々の形式で、しかも高い水準の研究を反映した授業として展開されている。成績評価や修了判定は、学生にも周知された所定の基準に基づき、厳格に実施されており、成績評価の正確性を期するために、成績分布も学生に公表している。年度初めの履修指導は適切に機能しており、また研究や学習に関する相談も、それぞれに相応しい形で適切に実施されている。学生の自主学習に対する配慮は、学習室・自習室を用意すること等で、十分に行われている。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

成績評価に当たっては、授業形式に応じて適切な各種の方法を用いている。双方向形式の授業では、授業における学習状況を平常点として評価するとともに、期末に筆記試験を

実施して成績評価を行い、講義形式の授業においては、期末に実施する筆記試験によって成績評価を行う。また、演習形式の授業では、研究・調査報告など授業での学習状況を平常点として評価するとともに、期末に試験を実施して成績評価を行う。エクスターンシップ及びリーガル・クリニック等の実地研修を中心とする科目では、研修の状況を平常点として評価するとともに、研修終了時にレポート試験を実施して成績評価を行う。

単位の認定について、具体的な成績評価においては、実習を中心とする科目及びリサーチ・ペーパーを除き、100点を満点とし、60点以上を合格として、一定の基準に基づいて点数により評価し、各区分に付記した各表記（A+、A、B、C、D、F）を併記している。合格者の成績分布は、受講者が少人数の科目を除き、A+が5%程度、A以上が25%程度、B以上が60～80%とする旨、法曹養成専攻の教務事項についての申し合わせにより取り決めている。修了認定は成績に基づき、規程に従って厳格に行い、担当教員の講評とともに、受講者が少人数の科目を除き、成績分布を学生に公表する。

標準修業年限は3年とし、法学既修者については2年以上の在学により修了を可能とする。修了要件として、3年以上在籍し、必修単位のすべてを含んで、平成20年度以降入学者及び平成19年度入学法学未修者については96単位以上、平成19年度入学法学既修者及び平成18年度以前入学者については94単位以上修得したことを求めている（単位数の変更は、平成19年度より「行政法の基礎」が開講されたことによる）。ただし、法律学の基礎的な学識を有すると認められる法学既修者は、1年在籍して、基礎科目の単位数（入学年度に応じて28単位または26単位）を修得したものとみなす。

厳格な成績評価を担保するため、修了に必要な上記の単位数を修得している場合であっても、基幹科目の評点平均が一定条件を満たさない場合等（入学年度により要件は異なる）には、修了を認めないこととしている。

以上のような厳格な成績判定及び修了判定を経て本専攻を修了した者の数、並びにその後を受ける新司法試験に合格した者の数は資料Ⅳ－1に示すとおりである。就業上の理由で退学する者を除き、退学者はほとんどいない。学業成績が不良な者もいるが、これは相対評価による必然的結果にすぎず、成績不良だけを理由に原級留置となった者や修了できなかった者は少数である。また、新司法試験の結果と学内成績との間に一定の相関関係があることについては、すでに部内調査により把握できている。

資料Ⅳ－1 修了者の進路及び活動状況…出典：京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻『法科大学院認証評価 自己評価書』（平成20年6月）13頁

修了年度	修了者数	新司法試験※				司法修習※※	助教	博士後期課程進学 (進路変更者除く。)	その他	備考
		1年目		2年目						
		出願者数	合格者数	出願者数	合格者数					
平成17年度	134	130	87		23	3	2 (2)	3 (2)	1	
平成18年度	189	188	112			1	1 (1)	1 (1)		

() 内は、新司法試験合格者数

※新司法試験合格者のうち助教に採用された者及び博士後期課程に進学した者以外の者の進路について正確な数は把握していないが、その全員ないし大多数が司法修習を開始したものと認識している。また、平成17年度修了者で、新司法試験1年目に合格し司法修習を修了した者のうち平成19年に判事補に任命された者は17名、検事に任命された者は1名であり、その他の者の全員ないし大多数は弁護士となったものと認識している。

※※法科大学院在学中に旧司法試験に合格していたため修了後直ちに司法修習を開始した者をいう。

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

全授業について学生による授業評価を実施し、FDに活かすとともに、個々の担当教員にもその内容を通知し、教育効果を高めることにつなげており、その中で、とくに学生の授

業に取り組む姿勢に現れる、学業の成果の到達度や満足度を把握し、教育課程の在り方や個々の教員の授業の方法に反映させるよう努めている。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 厳格な成績判定及び修了判定にもかかわらず大半の学生が課程を修了していることから、学生が身に付けた学力・資質の程度は高く、学生もそれを肯定的に評価していることが十分に推察される。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

(1)観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点到係る状況)

修了者の多くは、新司法試験に合格し、司法修習を経て法曹になっていく。そのほかに、大学の教員として教育・研究に従事するという進路も想定されている(前掲資料Ⅳ-1)。その場合のキャリア・パスは、博士後期課程への進学又は助教への採用である。

観点 関係者からの評価

(観点到係る状況)

法曹養成専攻は、三期目の修了者を出したところであり、関係者からの意見聴取を組織的に実施するまでには至っておらず、現在その方法につき検討中である。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 法曹養成専攻の修了者は、その多数が新司法試験に合格し、実務法曹としての活躍が見込まれることから、本教育の成果は十分に上がっていると思われる。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「充実した教育実施体制」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

本法科大学院の教員組織は、理論的・実務的に極めて高度の能力を有する多数の教員が、バランスがとれ、多様な専門的法分野にわたって展開する充実した体制となっていることから、質の向上があったと判断できる。

②事例2「教育内容・方法についての学生からの積極的な意見聴取とそれに基づく教育改善の努力」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

法曹養成専攻において、学生アンケートの実施や意見書・要望書ボックスの設置などと、それらを踏まえたFD活動により、教育内容・方法の改善に向けての取り組みを行っていることから、質の向上があったと判断できる。

③事例3「補助スタッフ採用による教育効果の向上」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

教育効果を更に向上させるため、平成18年度から、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生が法科大学院教育補助スタッフとして、法科大学院を修了して採用された助教とともに、授業に出席し、学生からの質問、相談等に対応する体制を整備したことで、質の向上があったと判断できる。